告示

埼玉県選管告示第三十七号

とおり決定した。 町一六番四四号柿沼貴志から提起のあった異議の申出について、当委員会は、次のおける選挙の効力及び当選の効力に関し、同年四月二十四日付けで埼玉県行田市栄 平成二十七年四月十二日執行の埼玉県議会議員一般選挙(東第一区 行田市)に

平成二十七年五月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

決 定 書

埼玉県行田市栄町16番44号 異議申出人 柿 沼 貴 志

上記異議申出人から平成27年4月24日付けで提起された平成27年4月12日執行の埼玉県議会議会議員一般選挙(東第1区 行田市)における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨及び理由

第1 異議申出の要旨

異議申出人(以下「申出人」という。)の申出の要旨は、平成27年4月12日執行の埼玉県議会議員一般選挙(東第1区 行田市)(以下「本件選挙」という。)を無効とする旨の決定及び本件選挙における当選人鈴木聖二(以下「当選人」という。)の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

第2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件選挙において、次のとおり、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公 選法という)に違反して文書図画の掲示が行われた。
- (1) 申出人は、本件選挙の選挙期日の告示前に、申出人の氏名及び顔写真が記載された政治活動用ポスター(以下「申出人政治活動用ポスター」という。)を選挙区内に掲示していたが、告示日である4月3日に約500か所について撤去(氏名及び顔写真の部分を覆うことを含む。以下同じ)を行った。また、その後4月9日に、埼玉県選挙管理委員会(以下「県選管」という。)から、選挙区内の申出人政治活動用ポスター等24か所について、4月10日までに必ず撤去すること等を求める4月8日付けの文書が送付されたので、撤去を行った。
- (2) 一方で、当選人の氏名及び顔写真が記載された政治活動用ポスター(以下「当選人政治活動用ポスター」という。)は、告示日において選挙区内約200か所に掲示されていたが、告示日に撤去されていなかった。また、その後県選管の4月8日付けの撤去命令にもかかわらず、選挙区内数か所を撤去するのみであったため、当

選人政治活動用ポスターが、告示日から投票日である4月12日まで、選挙区内約200か所に掲示されたままであった。

- (3) 当選人が県選管の撤去命令にもかかわらず当選人政治活動用ポスターを撤去しなかったことは公選法第201条の14に違反し、また選挙運動期間前に掲示した当選人政治活動用ポスターを選挙期間中も撤去しなかったことは公選法第146条に違反する。
- (4) 告示後も政治活動用ポスターが約200か所に掲示されたままであった当選人と、告示日に約500か所の政治活動用ポスターを撤去しただけでなく、県選管の撤去命令に従い、残った政治活動用ポスターも撤去した申出人とを比較すると、選挙の公正が著しく失われていたことは明白である。また、当選人政治活動用ポスターは、申出人の当選を不能または著しく困難ならしめた。
- (5)本件選挙の投票結果は、申出人が12,752票、当選人が13,184票で僅か432票差であり、選挙区内約200か所に及ぶ違反ポスターがなければ、その差が逆転した可能性は容易に判断できるもので、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあったことは明白である。このことは、証拠物として提出した公益財団法人明るい選挙推進協会等各種団体による調査において、ポスターが多くの選挙人の投票行動に影響を与えているとされていることからも明らかである。
- 2 当選人は、証拠物として提出した動画データにも記録されているように、投票目前日である4月11日午後7時頃、200人以上の規模で気勢をあげて市内各所を練り歩き、選挙運動を行った。これは選挙運動のため気勢を張る行為を禁止した公選法第140条及び連呼行為を禁止した公選法第140条の2に違反する。当選人の行為は、その周辺の一般選挙人の注視を集めて冷静な判断を失わせ、著しく選挙の公正を害するもので、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあったことは明白である。

決定の理由

当委員会は、平成27年4月28日に、この異議申出につきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたので、これを受理した。申出人に対しては平成27年5月12日に口頭意見陳述の機会を与えるとともに審尋を行い、また行田市選挙管理委員会(以下「市選管という。)から関係する証拠物件の提出を求めるとともに、同日に市選管書記長藤井宏美の証言を求めるなど、慎重に審理した。

まず、申出人の本件選挙を無効とする決定を求める主張についてであるが、選挙の効力に関する訴訟において、選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。同項の「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そ

のような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙 の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動員等の 選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない。それは、か かる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙 法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであっ て、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではな いと解されるからである。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされている。ま た、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「若しその違反がなかったな らば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうの である」(昭和23年6月26日最高裁判所判決)と判示されている。もっとも、候補者、 選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関しては、「そのために選挙地 域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた 場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければな らないことも考えられないではない。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされ ている。その「特段の事態を生じた場合」とは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、 干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な 投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は 選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあっても、かかる事由は右にいわゆる 選挙の規定に違反する場合に該当しないものと解する。」(昭和30年8月26日大阪高 等裁判所判決)と判示されている。

次に、当選人の当選を無効とする決定を求める主張についてであるが、当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当とする。」(昭和28年2月17日東京高等裁判所判決)とされている。

このような観点から、申出人の主張について、当委員会の要約したところに従って順 次判断する。

- 1 選挙を無効とする決定を求める主張について
- (1) 申出理由1について

申出人は、当選人が当選人政治活動用ポスターを撤去しなかったことが、公選法第201条の14及び第146条の規定に違反し、選挙の公正を害する旨主張する。しかしながら、仮に、当選人の行為がこれらの規定に違反するとしても、選挙管理の任にある機関による選挙の管理執行の手続に関する違反とは言えない。

また、選挙人は、自らの投票行動を決定するに当たっては、報道や各種の選挙運動などを通じて候補者の政見や主張などの情報を取得し、それをその自由な意思に基づき取捨選択しながら行うことが通常であって、選挙区内に掲示された政治活動用ポスターを見ることのみによって投票行動を決定するとは必ずしも考えられない。申出人自身が証拠物として提出した、公益財団法人明るい選挙推進協会等各種団体による調査を見ても、選挙人が投票行動を決定するに当たっては、候補者や政党のポスターと同等あるいはそれ以上に、新聞などの選挙報道や評論、候補者のホームページ、選挙公報、候補者の新聞広告、家族との話しあいなどが有効であったとの結果が示されており、ここからも、選挙人の投票行動は特定の一つの情報のみによって決定されるのではなく、選挙人が多様な情報を取捨選択しながら自らの投票行動を決定していることがうかがえる。

次に、市選管書記長藤井宏美の証言によれば、本件選挙に際し、市選管において市 民等から受けた問い合わせや苦情は、申出人及びその関係者からのものを除けば、 匿名の電話によるもの数件にとどまり、また選挙の結果に異動を及ぼす程度の違反行 為が行田市内において広範に行われていた事実は把握していないとのことであった。 さらに、県選管においても、申出人及びその関係者以外の市民等から、本件選挙にお ける違反行為に関する問い合わせや苦情を受けた記録はない。

さらに、申出人が証拠物として提出した、当選人政治活動用ポスターの掲示に関する写真、県選管から送付された指導文書の写し、公益財団法人明るい選挙推進協会等各種団体による調査、及び申出人の選挙事務所の通話記録の内容を精査し、また申出人に対し審尋を実施したが、前記昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決の「広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由」に該当する具体的事実は認められなかった。

よって、仮に異議申出の理由1 (1) ないし(2) において申出人が主張するような事実があったとしても、前記昭和61年2月18日最高裁判所判決の「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたとは言えず、本件選挙を無効とする事由には当たらない。

(2) 申出理由 2 について

申出人は、当選人による練り歩き及び連呼行為が公選法第140条及び140条の2の規定に違反し、選挙の公正を害する旨主張する。しかしながら、仮に異議申出の理由2において申出人が主張するような事実があったとしても、選挙管理の任にある機関による選挙の管理執行の手続に関する違反とは言えない。また、申出人が証拠物として提出した動画データの内容及び前記市選管書記長藤井宏美の証言からは、前記判例の「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたとは言えない。

よって、申出人の主張は本件選挙を無効とする事由には当たらない。

2 当選人の当選を無効とする決定を求める主張について

前記昭和28年2月17日東京高等裁判所判決のとおり、当選争訟とは、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解される。

よって、仮に異議申出の理由1及び2において申出人が主張するような事実があったとしても、当選人の当選を無効とする事由には当たらない。

以上のとおり、申出人の主張はすべてその理由がないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第47条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成27年5月22日

埼玉県選挙管理委員会